



目 次

告 示	ページ
○大規模小売店舗に関する変更の届出（経営支援課）	1
○高知県緑化推進委員会の住所及び事務所の所在地の変更の届出（林業環境政策課）	2
◎告示（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第6条に規定する業務を行う者の指定）の一部改正（ 〃 ）	2
○保安林の指定予定の通知（2件）（治山林道課）	2
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（ 〃 ）	2
○道路の区域変更（道 路 課）	3
○道路の供用開始（ 〃 ）	3
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	3
○県営土地改良事業に係る換地計画の定め（ 〃 ）	3
○建設業法による処分（土木政策課）	3
○都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画課）	4
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出（2件）	4
○政治団体の届出事項の異動の届出（2件）	5
○資金管理団体の指定の届出	6
落札公告	
○落札者等の公告（2件）（公営企業局 県立病院課）	6

-----  
告 示  
-----

高知県告示第1057号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事

項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和3年12月21日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

(1) 届出者の名称及び住所

ア 三菱HCキャピタルプロパティ株式会社 代表取締役 船橋 啓二

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

イ 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤 光博

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

高知パワーセンター

高知市介良字長丁317-1ほか

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
大和情報サービス株式会社	代表取締役 藤田 勝幸	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
MULプロパティ株式会社	代表取締役 船橋 啓二	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

（変更後）

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	代表取締役 伊藤 光博	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
三菱HCキャピタルプロパティ株式会社	代表取締役 船橋 啓二	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

小売業者名	代表者名	住所
株式会社アルベン	代表取締役社長 水野 敦之	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
青山商事株式会社	代表取締役社長 青山 理	広島県福山市王子町一丁目3番5号
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山10717番地1
株式会社マックハウス	代表取締役社長 北原 久巳	東京都杉並区梅里一丁目7番7号
株式会社チヨダ	代表取締役社長 澤木 祥二	東京都杉並区荻窪四丁目30-16
株式会社大創産業	代表取締役社長 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14
テレニシ株式会社	代表取締役 辻野 秀信	大阪府中央区城見一丁目2番27号

（変更後）

小売業者名	代表者名	住所
株式会社アルベン	代表取締役社長 水野 敦之	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
青山商事株式会社	代表取締役社長 青山 理	広島県福山市王子町一丁目3番5号
株式会社ユニクロ	代表取締役	山口県山口市佐

	柳井 正	山10717番地 1
株式会社マックハウス	代表取締役 社長 坂下 和志	東京都杉並区梅 里一丁目7番7 号
株式会社チヨダ	代表取締役 社長 町野 雅俊	東京都杉並区荻 窪四丁目30-16
株式会社大創産業	代表取締役 社長 矢野 靖二	広島県東広島市 西条吉行東一丁 目4-14
テレニシ株式会社	代表取締役 辻野 秀 信	大阪市中央区城 見一丁目2番27 号

(4) 変更年月日

大規模小売店舗を設置する者の変更については令和3年10月1日、大規模小売店舗において小売業を行う者の変更については同年5月20日

(5) 変更理由

設置者の商号及び代表者並びに小売業者の代表者の変更のため

2 届出年月日

令和3年11月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

**高知県告示第1058号**

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）第5条第3項の規定により高知県緑化推進委員会として指定を受けた者から住所及び事務所の所在地の変更について届出があつたので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和3年12月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 高知県緑化推進委員会の名称  
公益社団法人高知県森と緑の会
- 2 変更前及び変更後の高知県緑化推進委員会の住所

- (変更前) 高知市本町五丁目1番50号 中澤ビル4階
- (変更後) 高知市棧橋通六丁目7番43号 総合保健協会合同庁舎5階
- 3 変更前及び変更後の高知県緑化推進委員会の事務所の所在地  
(変更前) 高知市本町五丁目1番50号 中澤ビル4階  
(変更後) 高知市棧橋通六丁目7番43号 総合保健協会合同庁舎5階
- 4 住所及び事務所の所在地の変更年月日  
令和2年1月6日

**高知県告示第1059号**

平成8年6月告示第413号（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第6条に規定する業務を行う者の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年12月21日

高知県知事 濱田 省司

表中「高知市本町五丁目1番50号 中澤ビル4階」を「高知市棧橋通六丁目7番43号 総合保健協会合同庁舎5階」に改める。

**高知県告示第1060号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があつたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年12月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所  
安芸市大井字樋ノ谷乙434のニ、宇野久保乙355の29、乙355の34、乙355の35、乙358の1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第1061号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があつたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年12月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡四万十町床鍋字中畑1274の1、1274の6、1275の1、1281の1、1281の2
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第1062号**

令和3年10月高知県告示第914号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和3年12月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 所在不明の森林所有者  
(1)ア 登記簿記載の住所  
幡多郡十和村津賀155番地  
イ 氏名  
平野 敏孝
- (2)ア 登記簿記載の住所  
幡多郡昭和村四手294番地  
イ 氏名  
谷本 数馬
- (3)ア 登記簿記載の住所  
幡多郡昭和村四手277番地  
イ 氏名  
林 糸野
- (4)ア 登記簿記載の住所  
幡多郡十川村川口50番屋敷  
イ 氏名  
芝 忠太郎
- (5)ア 登記簿記載の住所

幡多郡十川村川口56番地  
イ 氏名 芝 伊勢雄  
(6)ア 登記簿記載の住所 住所なし  
イ 氏名 林 勘太郎  
(7)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十川村川口46番屋敷  
イ 氏名 林 六之助

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨  
(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成6年2月農林省告示第362号  
(2) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

**高知県告示第1063号**  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、令和3年12月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和3年12月21日  
高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 県道  
2 路線名 土佐清水宿毛  
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市下ノ加江 字水谷山3338番15から 土佐清水市下ノ加江 字水谷山3338番14まで	前	3.6 }	89 16.5
	後	6.5 }	89 32.3

**高知県告示第1064号**  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、令和3年12月21日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和3年12月21日  
高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 県道  
2 路線名 南国伊野  
3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市土佐山東川字堂ノ西 21番1から 高知市土佐山東川字六郎川 瀬26番1まで	63	令和3年12月21日

-----  
公 告  
-----

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、新居土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。  
令和3年12月21日  
高知県知事 濱田 省司

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	門田 孝司	土佐市新居998番地
〃	森岡 和彦	〃 〃 513番地
〃	坂本 英幸	〃 〃 2341番地
〃	近澤 正教	〃 〃 648番地
〃	瀧本 慶久	〃 〃 2202番地
〃	中村 陽一	高知市春野町仁ノ3129番地
監事	中内 誠	土佐市新居1047番地
〃	中内 浩順	〃 〃 269番地の3
(就任)		
理事	中内 浩順	土佐市新居269番地の3
〃	瀧本 慶久	〃 〃 2202番地
〃	坂本健一郎	〃 〃 2364番地
〃	市木 司	〃 〃 992番地
〃	中山 高光	〃 〃 135番地5
〃	田村 浩三	〃 〃 601番地の1
監事	森岡 和彦	〃 〃 513番地
〃	松岡 洋一	〃 〃 230番地の2

-----  
土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定

により、県営土地改良事業北川地区(久江ノ上換地区)に係る換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
令和3年12月21日  
高知県知事 濱田 省司

1 縦覧に供する書類  
(1) 換地計画書の写し  
(2) 現形図及び換地図  
2 縦覧期間  
令和3年12月21日から令和4年1月25日まで  
3 縦覧場所  
北川村役場  
4 その他  
この換地計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。  
また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

~~~~~

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第2号の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。  
令和3年12月21日  
高知県知事 濱田 省司

1 処分をした年月日  
令和3年12月21日  
2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号  
有限会社LOTUSコーポレーション  
代表取締役 佐藤 蓮  
高知市円行寺52番地1  
高知県知事許可(般-2)第10343号  
3 処分の内容  
建設業法第29条第1項第2号の規定による建設業の許可(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可)の取消し  
4 処分の原因となった事実  
有限会社LOTUSコーポレーションの役員は、道路交通法(昭和35年法律第105号)違反による懲役8月の刑の執行が終わった日(平成30年9月26日)から5年を経過しない者に該当することが判明した。  
このことは、建設業法第29条第1項第2号の規定に該当す

る。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により香美市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和3年12月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類  
高知広域都市計画公園
- 2 縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び香美市建設課

-----  
選挙管理委員会告示  
-----

高知県選挙管理委員会告示第116号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和3年12月21日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

| 名称<br>(代表者の氏名)                | 会計責任者<br>の氏名 | 主たる事務所の所在地     | 1以上の市町村等<br>の区域を単位として<br>設けられる支部 | 届出年<br>月日    |
|-------------------------------|--------------|----------------|----------------------------------|--------------|
| 自由民主党高知県<br>高知市第三支部<br>(土居 央) | 川村 拓         | 高知市朝倉東町48-17   | ○                                | 令3・<br>11・8  |
| 自由民主党高知県<br>南国市第一支部<br>(田中 徹) | 林 千世         | 南国市廿枝1827番地イの2 | ○                                | 令3・<br>11・10 |

## 高知県選挙管理委員会告示第117号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和3年12月21日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

| 名称      | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地      | 届出年月日    |
|---------|--------|----------|-----------------|----------|
| 廣田斎史後援会 | 廣田 斎史  | 廣田 斎史    | 安芸郡東洋町大字白浜125の6 | 令3・11・4  |
| 西村玲子後援会 | 西村 玲子  | 西村 義隆    | 高岡郡日高村本郷5399番地8 | 令3・11・5  |
| 北岡栄二後援会 | 北岡 栄二  | 宮地 啓仁    | 香南市赤岡町1498番地3   | 令3・11・12 |

## 高知県選挙管理委員会告示第118号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和3年12月21日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

| 名称<br>(代表者の氏名)             | 異動事項           | 旧          | 新              | 異動年月日    |
|----------------------------|----------------|------------|----------------|----------|
| 自由民主党高知県第二選挙区支部<br>(尾崎 正直) | 主たる事務所の所在地     | 高知市六泉寺町9-1 | 高知市棧橋通三丁目25-31 | 令3・11・25 |
| 皇紀二千七百年党<br>(廣田 晋一郎)       | 政治団体の名称        | 皇紀2700年党   | 皇紀二千七百年党       | 令3・11・30 |
|                            | 国会議員関係政治団体の区分  | 該当なし       | 1号団体           | 令3・10・19 |
|                            | 公職の種類<br>(第1号) |            | 衆議院議員          | 令3・10・19 |

**高知県選挙管理委員会告示第119号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和3年12月21日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜  
 政党の支部（国会議員関係政治団体以外の政党の支部）

| 区分 | 名称<br>（代表者の氏名）              | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 異動年月日 |
|----|-----------------------------|--------|----------|------------|-------|
| 旧  | 自由民主党高知県柔道整復師会支部<br>（高橋 俊光） | 異動なし   | 大野 進     | 異動なし       | 令3・7  |
| 新  |                             |        | 堀 今日子    |            | 令3・11 |

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

| 区分 | 名称<br>（代表者の氏名）        | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 異動年月日 |
|----|-----------------------|--------|----------|------------|-------|
| 旧  | 加藤和後援会<br>（加藤 和）      | 異動なし   | 山本 直樹    | 異動なし       | 令3・11 |
| 新  |                       |        | 加藤 和     |            | 令3・5  |
| 旧  | 野村重夫後援会<br>（増田 淳一）    | 浜田 利良  | 異動なし     | 異動なし       | 令3・9  |
| 新  |                       |        |          |            | 増田 淳一 |
| 旧  | 高知県柔道整復師連盟<br>（高橋 俊光） | 異動なし   | 大野 進     | 異動なし       | 令3・7  |
| 新  |                       |        | 堀 今日子    |            | 令3・11 |
| 旧  | 田野正利後援会<br>（田村 大）     | 東 宣雄   | 異動なし     | 異動なし       | 令3・11 |
| 新  |                       |        |          |            | 田村 大  |

**高知県選挙管理委員会告示第120号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和3年12月21日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜  
 資金管理団体

| 資金管理団体の届出をした者（代表者の氏名） | 公職の種類   | 名称      | 主たる事務所の所在地    | 指定年月日   |
|-----------------------|---------|---------|---------------|---------|
| 西村 玲子                 | 日高村議会議員 | 西村玲子後援会 | 高岡郡日高村5399番地8 | 令3・11・3 |

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和3年12月21日

高知県公営企業局長 橋口 欣二

- 落札に係る購入物品の名称及び数量  
高知県立あき総合病院で使用する電気 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 落札者を決定した日  
令和3年11月17日
- 落札者の氏名及び住所  
大一ガス株式会社 愛媛県松山市萱町一丁目3番12号
- 落札金額  
84,352,739円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 政令第6条の公告をした日  
令和3年10月5日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及

び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和3年12月21日

高知県公営企業局長 橋口 欣二

- 落札に係る購入物品の名称及び数量  
高知県立幡多けんみん病院で使用する電気 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 落札者を決定した日  
令和3年11月17日
- 落札者の氏名及び住所  
大一ガス株式会社 愛媛県松山市萱町一丁目3番12号
- 落札金額  
90,629,119円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 政令第6条の公告をした日  
令和3年10月5日